

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日替り  
の翌日)

## 目次

- ◇ 告 示 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの
- 種畜証明書の交付
- 土地改良事業計画の適否の決定(三件)
- 土地改良事業の認可(二件)
- 鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正
- 鳥取県取納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正
- ◇ 告 示 林業改良指導員資格試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第九百五十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定す

る療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
小林歯科医院	八頭郡用瀬町鷹狩七六七の四	昭和五十一年十一月一日
前嶋眼科医院	鳥取市元町二二六	十八日

### 鳥取県告示第九百五十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
小林歯科医院	八頭郡用瀬町鷹狩七六七の四	全国	昭和五十一年十一月一日
前嶋眼科医院	鳥取市元町二二六	"	十八日

## 鳥取県告示第九百五十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
藤原正道	鳥国医第二、一〇九号	昭和五十一年十月二十九日
徳盛豊	第二、一一〇号	"
河西道子	第二、一一一号	"
乗本業文	第二、一一二号	"
岸本裕子	第二、一一三号	"
吉田明雄	第二、一一四号	"
頼田孝男	第二、一一七号	十一月四日

## 鳥取県告示第九百五十七号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年十二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

種番証明書番号	名 前	品 種	生 年 月 日	産 地	血 父	母 統	級 別	飼養者の住所及び氏名
昭和五一鳥取県臨 第一号	鳥氣高	黒毛和種	昭和五〇、九、二五	鳥取市	北氣高	さつきばれ	級外	鳥取市国安 浅田 憲 之
第 二 号	隼 星	"	" 五〇、八、二〇	岩美郡岩美町	東 高	さつき	"	八頭郡若桜町 津村 嘉 一
第 三 号	岩 利	"	" 五〇、八、六	"	北氣高	かわかみ	"	吉 本 郡家町 智頭町 秀 進
第 四 号	山 好	"	" 五〇、八、一	八頭郡河原町	"	やまよし	"	国 本 郡 静 隆
第 五 号	第11村田	"	" 五〇、六、二三	岩美郡岩美町	氣 高	第三むらた	"	国 本 郡 静 隆
第 六 号	第六富士	"	" 五〇、一〇、一七	八頭郡船岡町	"	ふじ 1	"	倉吉市上古川 新西日本家畜センター
第 七 号	上 山	"	" 五〇、一〇、一六	倉吉市	伯 豊	まつを	"	山 三 明 寺
第 八 号	梶 田	"	" 五〇、八、一〇	"	"	ささき	"	松 東 原 町 義 春
第 九 号	福 1	"	" 五〇、七、一三	日野郡日南町	新 高	第一うえだ	"	山 大 正 町 田 覚
第 一〇 号	花 優	"	" 五〇、六、一五	米子市	栄 高	ちづる	"	"
第 一 一 号	高嶺 2	"	" 五〇、五、二〇	日野郡日野町	太 洋	き 40	"	日野郡溝口町 西野 村 芳 夫
第 一 二 号	錦 豊	"	" 五〇、八、二	西伯郡岸本町	裕 豊	まえた	"	大 日 野 町 下 野 勅 雄
第 一 三 号	幸 高	"	" 五〇、九、五	日野郡日南町	新 高	第10のぐち	"	山 日 南 町 崎 明 一

鳥取県告示第九百五十八号

昭和五十一年七月二十九日付けで会見町から申請のあつた土地改良(砂田地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百五十九号

昭和五十一年八月二十日付けで羽合町から申請のあつた土地改良(光吉地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

羽合町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六十号

昭和五十一年十月四日付けで東伯町から申請のあつた土地改良(杉地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六十一号

名和町から申請のあつた町営土地改良(西坪地区老朽ため池補強)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百六十二号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(円護寺地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百六十三号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)

の一部を次のように改正する。

昭和五十一年十二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第二号の表の株式会社鳥取銀行の鳥取南支店の項の次に次のように加える。

吉成支店	鳥取市吉成
------	-------

鳥取県告示第九百六十四号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正する。

昭和五十一年十二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の株式会社鳥取銀行の鳥取駅前支店の項中「鳥取市今町一丁目」を「鳥取市今町二丁目」に改め、同表の株式会社扶桑相互銀行の項中「駅前支店」を「鳥取駅前支店」に、「八橋支店」を「東伯支店」に改める。

公 告

鳥取県林業改良指導員資格試験条例(昭和33年4月鳥取県条例第11号)

第2条の規定により、昭和51年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

昭和51年12月3日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 1 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は旧実業専門学校卒業程度検定規程（昭和16年文部省令第54号）、専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）、旧実業学校教員検定に関する規程（大正11年文部省令第4号）若しくは旧中学校、高等女学校教員検定規程（明治41年文部省令第32号）により林業に関する学科目の検定に合格した者

- (2) 学校教育法による高等学校、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校、旧実業学校令（明治32年勅令第29号）による実業学校、旧高等女学校令（明治32年勅令第31号）による高等女学校若しくは旧中学校令（明治32年勅令第28号）による中学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）、旧専門学校入学検定規程（大正13年文部省令第22号）若しくは旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後、昭和52年2月10日までに、次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が4年以上に達す

るもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校その他これらと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導

- (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めたる者

(3) 受験資格(3)により認定を受けようとする者は、出願書類に受験資格認定申請書（第1号様式）を添え、昭和52年1月6日までに、知事に提出すること。

### 2 試験実施方法

- (1) 受験願書の受付期間

昭和51年12月15日から昭和52年1月6日まで

（郵送の場合は、昭和52年1月6日までの消印のあるものは、有効とする。）

- (2) 受験願書の受付場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県農林部造林課

- (3) 試験の日時

筆記試験 昭和52年2月10日 9時から

口述試験 昭和52年2月10日 13時から

- (4) 試験の場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁会議室

## (5) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験と口述試験に分けて行う。

イ 筆記試験は、学校教育法による大学卒業程度の林業技術及び林業常識について、次の項目により行う。

必須項目	林業経営、造林、森林保護、特殊林産
選択項目	木材加工、林産化学、林業機械

ウ 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。

## 3 出願書類

- (1) 受験願書 (第2号様式)
- (2) 履歴書 (第3号様式)
- (3) 最終学校卒業証明書、検定合格証明書又は受験資格認定書
- (4) 1の(3)に該当する者にあつては、1の(2)のア又はイの職務に従事した期間につき、受験資格を有する者であることを証する職歴証明書 (第4号様式)
- (5) 写真 (最近6箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札型で、無台紙のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。)

## 4 受験手数料及びその納付方法等

- (1) 受験手数料 1,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

(3) 既納の手数料は、還付しない。

## 5 合格者の公表

試験合格者の氏名は、試験実施後1箇月以内に公表するとともに、合格者に通知する。

## 6 その他

- (1) 試験に関し不正の行為があつた場合は、受験を停止し、又は合格を無効とする。
- (2) 試験に関する詳細については、鳥取県農林部造林課又は最寄りの地方農林振興局林業課に照会すること。  
なお、郵便で照会する場合は、返信用切手を同封すること。

第1号様式

(日本標準規格B5)

受験資格認定申請書

鳥取県知事 殿

林業改良指導員資格試験を受験する資格を有する者であることの認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

氏名 ㊟

記

ふりがな氏名			
生年月日		性別	
本籍			
現住所		郵便番号	

第2号様式

(日本標準規格B5)

受験願書

鳥取県知事 殿

収入証紙  
はり付け欄

林業改良指導員資格試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

年 月 日

氏名 ㊟

記

ふりがな氏名			
生年月日		性別	
本籍			
現住所		郵便番号	
選択項目			



第3号様式

(日本標準規格B5)

履 歴 書

ふりがな氏名	生年月日	性別
	本籍	
現住所		

学 歴

卒業年次	学校名及び専攻科目	所在地
年月		

職 歴

勤務期間	勤務場所	職名	業務内容
年月から			
年月まで			

賞 罰

上記のとおり相違ありません。

年 月 日 氏名



第4号様式

(日本標準規格B5)

職 歴 証 明 書

職 名  
ふりがな氏名

年 月 日 生

1 試験研究に従事した期間及び勤務場所

2 教育に従事した期間及び勤務場所

3 普及指導に従事した期間及び勤務場所

上記に相違ないことを証明する。

年 月 日

所属長職名  
氏名

